

(別 紙)

総合的なフレイル対策の充実を求める意見書（案）

今日、我が国では高齢化が急速に進展しており、それに伴い身体的・認知的・社会的なフレイルの問題が深刻化している。特に近年では、聴覚や視覚といった感覚器の衰えによるヒアリングフレイルやアイフレイルが、認知症や社会的孤立のリスクを高める要因として注目されている。

これらの感覚器フレイルは、身体的フレイルと密接に関連し、早期の予防と支援が不可欠である。補聴器や眼鏡などの補助機器の活用、医療機関との連携、地域での啓発活動など、多面的な支援が求められるが、現状では制度的な支援や財源の周知が十分とは言えず、自治体による取組に格差が生じている。

よって、国においては、今後のさらなる高齢化を見据え、以下の取り組みを強く求める。

記

- 1 ヒアリングフレイル・アイフレイルを含む感覚器フレイルを、身体的フレイルと同様に介護予防施策の重点項目として位置づけること。
- 2 聴力・視力のチェック、補助機器の導入支援、医療機関との連携、地域啓発活動などに、感覚器フレイル対策を含む総合的なフレイル予防事業を安定的に実施できるよう、自治体への財政支援を強化すること。
- 3 補聴器・眼鏡等の補助機器の購入・装用支援に関する制度の拡充を図り、医師や専門家の助言のもとで適切な機器を選択・活用できる環境を整えること。
- 4 自治体が行政窓口や福祉施設等において、聴覚・視覚に配慮した合理的配慮の一環として、補助機器の配備や情報提供体制を整備できるよう、財政的・制度的支援を強化すること。
- 5 感覚器フレイルに関する研究・技術開発を促進し、軟骨伝導イヤホン等の新技術を含む多様な補助機器の選択肢を高齢者に提供できるよう支援すること。
- 6 地域包括支援センターや社会福祉協議会等の連携により、感覚器フレイルに関する啓発講座や相談会を定期的で開催し、地域ぐるみで予防・支援体制を構築できるよう、財政支援及び人材育成支援を充実させるこ

と。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
共 生 社 会 担 当 大 臣

} 宛